

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和7年3月18日

九十九里地域水道企業団
企業長 鹿間 陸郎

1 一般競争に付する事項

- (1) 業 務 名 産業廃棄物最終処分場維持管理検査業務委託
- (2) 業 務 場 所 東金市松之郷3717番地
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 業 務 期 間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- (5) 業 務 の 概 要

ア 目的

本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」、「同施行細則」及び「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」に基づき水質検査を行うものである。

イ 概要

- (ア) 地下水の水質検査(2箇所)
 - a 5項目×12回/年(月1回)
 - b 29項目×1回/年(7月)
- (イ) 浸出水の水質検査(1箇所)
 - a 43項目×1回/年(7月)
- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 無
- (10) 業務費内訳書 対象としない

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類) 33・検査・分析、(中分類) 2・水質検査について希望の登録がある者。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県に本店又は支店等（契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。）がある者。
- (4) 本業務に係る計量法に基づく、計量証明事業の登録がある者。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和7年4月7日(月) 午前・~~午後~~ 10時30分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和7年4月4日(金)午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した業務名

(エ) 公告した業務場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した業務名

(ウ) 公告した業務場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

6 業務費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ 業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和7年3月24日（月）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和7年3月26日（水）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 本業務に係る計量法に基づく、計量証明事業の登録を証明するもの。

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。

- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。

- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。

- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。

- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

産業廃棄物最終処分場維持管理検査業務委託

仕 様 書

九十九里地域水道企業団

1 目的

本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」、「同施行規則」、「同施行細則」及び「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」に基づき、産業廃棄物最終処分場の地下水及び浸出水の水質検査を実施するものである。

2 適用範囲

本仕様書は、以下の業務に適用する。

- (1) 業務番号 九水企委令7第10号
- (2) 業務名 産業廃棄物最終処分場維持管理検査業務委託
- (3) 業務場所 東金市松之郷3717番地
- (4) 業務期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 分析業務

ア 試料の種類、分析項目、分析方法、実施回数

別紙1のとおり。

イ 試料容器の準備

受注者は、水質検査に必要とする試料容器を用意する。

ウ 採水及び試料の運搬

受注者は、採水に必要な用具を準備し、指示された日時場所にて採水を行う。また、採水した検査試料は、破損防止の処置を施し、速やかに受注者の検査施設まで運搬すること。

エ 検査結果の報告

報告書は、検査終了後すみやかに提出する。

4 提出書類

- (1) 業務着手届
- (2) 業務主任技術者等選任通知書
- (3) 報告書
- (4) 業務完了届
- (5) その他指示のあったもの。

5 安全管理

- (1) 受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

6 瑕疵

業務中における傷害等の責については、受注者が負うものとする。

7 その他

- (1) 契約締結後、直ちに発注者と打合せを行うこと。
- (2) 本仕様書に定めなき事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、発注者の指示に従うこと。
- (3) 本仕様書で明示されていない事項等がある時は、双方協議のうえ定める。

別紙1 試料の種類、分析項目、分析方法、実施回数

1 地下水の水質検査

(1) 毎月1回実施（観測井2箇所）

分析項目		分析方法
1	水素イオン濃度指数	J I S K 0 1 0 2 - 1 2 . 1
2	生物化学的酸素要求量	J I S K 0 1 0 2 - 2 1
3	化学的酸素要求量	J I S K 0 1 0 2 - 1 7
4	塩化物イオン	J I S K 0 1 0 2 - 3 5 . 3
5	電気伝導率	J I S K 0 1 0 1 - 1 2

(2) 年1回 7月実施（観測井2箇所）

分析項目		分析方法
1	全シアン	J I S K 0 1 0 2 - 3 8 . 1 . 2 及び 3 8 . 3
2	鉛	J I S K 0 1 0 2 - 5 4 . 4
3	六価クロム	J I S K 0 1 0 2 - 6 5 . 2
4	砒素	J I S K 0 1 0 2 - 6 1 . 4
5	ふっ素	J I S K 0 1 0 2 - 3 4 . 1
6	総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2
7	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	J I S K 0 1 0 2 - 4 3 . 2 . 5 及び 4 3 . 1 . 2
8	カドミウム	J I S K 0 1 0 2 - 5 5 . 4
9	ほう素	J I S K 0 1 0 2 - 4 7 . 1、4 7 . 3 または 4 7 . 4
10	PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4
11	トリクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
12	テトラクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
13	ジクロロメタン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
14	四塩化炭素	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
15	1,2-ジクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
16	1,1-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
17	1,2-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2 【シス体とトランス体の和】
18	1,1,1-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
19	1,1,2-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
20	1,3-ジクロロプロペン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
21	チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5
22	シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6. 1
23	チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6. 1
24	ベンゼン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
25	セレン	J I S K 0 1 0 2 - 6 7 . 4
26	アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3
27	クロロエチレン	平成9年3月環境庁告示第10号付表
28	1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8
29	ダイオキシン類	J I S K 0 3 1 2

2 浸出水の水質検査

(1) 年1回 7月実施 (浸出水ピット1箇所)

分析項目		分析方法
1	カドミウム及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 - 5 5 . 4
2	シアン化合物	J I S K 0 1 0 2 - 3 8 . 1 . 2 及び 3 8 . 3
3	有機燐化合物	昭和49年環境庁告示第64号付表1
4	鉛及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 - 5 4 . 4
5	六価クロム化合物	J I S K 0 1 0 2 - 3 2 4 . 3 . 1
6	砒素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 - 6 1 . 4
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表2
8	アルキル水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表3
9	P C B	昭和46年環境庁告示第59号付表4
10	トリクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
11	テトラクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
12	ジクロロメタン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
13	四塩化炭素	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
14	1,2-ジクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
15	1,1-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
17	1,1,1-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
18	1,1,2-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
19	1,3-ジクロロプロペン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
20	チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5
21	シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6. 1
22	チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6. 1
23	ベンゼン	J I S K 0 1 2 5 - 5 . 2
24	セレン及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 - 6 7 . 4
25	ほう素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 - 4 7
26	ふっ素及びその化合物	J I S K 0 1 0 2 - 3 4 . 1
27	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	J I S K 0 1 0 2 - 4 2 . 2、4 2 . 3 又は 4 2 . 5
		J I S K 0 1 0 2 - 4 3 . 1
		J I S K 0 1 0 2 - 4 3 . 2 . 5
28	1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8
29	水素イオン濃度指数	J I S K 0 1 0 2 - 1 2 . 1
30	生物化学的酸素要求量	J I S K 0 1 0 2 - 2 1
31	化学的酸素要求量	J I S K 0 1 0 2 - 1 7
32	浮遊物質	昭和46年環境庁告示第59号付表9
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	J I S K 0 1 0 2 附属書 I . 1

34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物 油脂類含有量)	J I S K 0 1 0 2 附 属 書 I . 2
35	フェノール類含有量	J I S K 0 1 0 2 - 2 8 . 1
36	銅含有量	J I S K 0 1 0 2 - 5 2 . 5
37	亜鉛含有量	J I S K 0 1 0 2 - 5 3 . 4
38	溶解性鉄含有量	J I S K 0 1 0 2 - 5 7 . 4 及 び 3 . 2
39	溶解性マンガン含有量	J I S K 0 1 0 2 - 5 6 . 4 及 び 3 . 2
40	クロム含有量	J I S K 0 1 0 2 - 6 5 . 1 . 5
41	大腸菌数	昭 和 3 7 年 厚 生 省 建 設 省 令 第 1 号 別 表 第 1
42	窒素含有量	J I S K 0 1 0 2 - 4 5 . 6
43	燐含有量	J I S K 0 1 0 2 - 4 6 . 3 . 4

案内図

業務場所
産業廃棄物最終処分場
東金市松之郷3717番地

